

よくある質問と回答

Q1. 学校選択制希望調査票を期限までに提出しなかった場合はどうなるのですか？

A： 住所地により定められた通学区域校（6～8ページ参照）に就学することになります。

Q2. 受入可能人数が「空き待ち」となっている学校を希望することはできますか？

A： 学校の受入可能人数が「空き待ち」であっても希望することはできますが、今後の希望状況等により受入可能人数に余裕ができた場合のみ実際に受入れが可能となります。
12月1日時点で受入可能人数に余裕があり、希望者数が受入可能人数を上回った場合は、通常どおり抽選となります。12月1日時点でも受入可能人数が「空き待ち」の場合は、抽選で補欠登録の順番を決めることとなり、小学校及び義務教育学校1年生は2月6日、中学校及び義務教育学校7年生は2月13日までの間に受入可能となった場合は、順番に繰り上げ当選となります。
ただし、第2希望の学校を記入されている場合は、第2希望の学校が受入可能であれば第2希望の学校に就学することとなります。

Q3. 学校選択制希望調査票を提出したあとに、希望校を変更することはできますか？

A： 希望校変更受付期間（11月14日～11月20日）に希望校を変更することができます。なお、希望校変更受付期間後は、希望校を変更することはできませんので、ご注意ください。

Q4. 通学区域校を希望している場合で、希望する学校が抽選となった場合はどうなるのですか？

A： 通学区域校を希望された場合は、必ずその学校に入学することができます。通学区域外の学校を希望した方のみ抽選の対象となります。

Q5. 希望する学校が抽選を実施する場合、公開抽選会には出席しなければならないのですか？

A： 公開抽選会に必ずしも出席していただく必要はありません。また、公開抽選会への出席の有無が抽選結果に影響することはありません。なお、抽選結果については、直接郵送するほか、区ホームページにも掲載します。

Q6. 希望調査票には第2希望まで記入しなければいけませんか？

A： 希望調査票には第1希望のみの記入もできます。この場合、抽選により当選しなかった場合には、補欠登録を行い、小学校及び義務教育学校1年生は2月6日、中学校及び義務教育学校7年生は2月13日までの間に希望校が受入可能となった場合には、繰り上げ当選となります。

Q7. 抽選の結果第2希望の学校に決まりました。後で第1希望の学校に空きができた場合、第1希望の学校に就学できますか？

A： 第2希望の学校に就学することになりますので、第1希望の学校に就学することはできません。

Q8. 通学区域校以外の学校を希望して当選し就学通知書が届きましたが、思い直して就学先を元の通学区域校に戻してもらうことはできますか？

A： 希望校に当選し就学する学校が決定した後に就学先を変更することはできません。

Q9. 特別支援学級へ就学を希望していますが、どのようにすればいいですか？

A： 未就学の方は校区の小学校・義務教育学校、すでに就学している方は現在在籍している学校にご相談ください。すでに就学している方で、学校選択制に伴い居住地以外の中学校・義務教育学校へ就学を希望される場合も、まずは、現在在籍している小学校・義務教育学校にご相談いただき、その後、希望される学校に連絡し、ご相談ください。特別支援学校等の情報については、62～63ページに記載の「障がいのあるお子さんの就学・進学」を参照ください。
希望調査票では、「◆学校選択制希望」の記入のほか「◆確認事項」の該当項目に○をつけてください。

Q10. 受入可能人数を超えて抽選となった場合、何か優先はありますか？

A： 受入可能人数を超えた希望があり抽選となった場合は、小学校及び義務教育学校1年生と中学校及び義務教育学校7年生で優先の条件が異なります。小学校及び義務教育学校1年生は、まず「きょうだい関係」「自宅からの距離」の両方の条件を満たすものの就学を優先し、次に「きょうだい関係」「自宅からの距離」のいずれかの条件を満たすものの就学を優先となります。中学校及び義務教育学校7年生は、まず「きょうだい関係」、その次に「接続中学校」の順に条件を満たす者の就学を優先します。
ただし、あくまで、受入可能人数の範囲内での優先であり、必ず就学できるものではありません。なお、きょうだいで異なる学校に通学する場合、学校行事が重なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q11. 令和7年度に入学した弟（妹）が学校選択制により通学区域外の小学校・中学校・義務教育学校へ行くこととなった場合、すでに通学区域の小学校・中学校・義務教育学校に通っている兄（姉）は弟（妹）と同じ学校に転校できますか？

A： 生野区では、令和4年4月から区内全域に学校選択制を導入しました。これに伴い、弟（妹）が学校選択制により、通学区域外の小学校・中学校・義務教育学校へ行くこととなった場合、該当する学年に受け入れ枠がある場合のみ、区独自の指定校変更の手続きにより、すでに通学区域の学校に通っている兄（姉）は弟（妹）と同じ学校に転校することが可能です。詳しくは、「指定校変更（学校選択制による弟・妹と同じ学校へ転校する場合）」のお知らせをご覧ください。

Q12. 通学区域外の小学校へ学校選択制で入学した場合、中学校進学時の指定中学校は、通学している小学校の接続中学校が指定されるのですか？それとも、住所地の中学校が指定されるのですか？

A： 学校選択制により義務教育学校に入学した場合は、1年生から9年生まで連続して就学することができます。学校選択制により区内の小中一貫校を含めた小学校に入学した場合は、住所地の中学校が指定されます。通学区域外の中学校へ進学する場合は、学校選択制により、希望する中学校を選択してください。希望者が定員を超える場合は、抽選になります。

Q13. 引っ越しをすることになったのですが、学校選択制の対象になりますか？

A： お引っ越しやお手続きの時期、お引っ越し先によっては対象とならないことがあります。くわしくは生野区役所窓口サービス課（住民情報）までお問合せください。

Q14. 大阪市立の学校へ入学せず、国立・私立学校へ就学が決定した場合、何か手続きは必要ですか？

A： 大阪市立学校へ入学せず、国立・私立中学校へ就学する方は、実際に就学する学校から「入学許可証」（原本）を発行してもらい、「入学許可証」（原本）を持参し、生野区役所窓口サービス課（住民情報）で手続きをしてください。